

責任投資の基本方針

A L M 推進部
アセットマネジメント部
制定 2024年4月1日
改正 2026年4月1日

1. 責任投資の目的

Daiichi Life グループは、お客さまの「一生涯のパートナー」として、将来にわたって、すべての人々が世代を超えて安心して満ち、豊かで健康な人生を送れる well-being（幸せ）に貢献し続けられる存在でありたいと願っています。このような Daiichi Life グループとしての想いをもとに、第一フロンティア生命保険株式会社（以下、「当社」といいます）における責任投資は、中長期・安定的な運用収益を確保しつつ、すべての人々の幸せの前提となる持続可能な社会の実現に向けて、地域や社会の重要課題の解決に資することを目的とします。

2. 責任投資に関する人財・体制

- (1) 当社において責任投資に従事する役員・社員は、高い専門性と職業倫理を備え、「責任投資の目的」の実現に向けてインテグリティ（誠実・真摯・高潔）を持って業務に取り組むとともに、日々の業務を通じて専門性等を一層高めるよう努めます。
- (2) 当社の経営陣は、責任投資に関する専門性の高い人財の育成・配置に努め、責任投資の推進に必要な体制構築を行います。

3. 責任投資に関する情報開示・普及促進

- (1) 責任投資に関する取組方針や当該方針に基づく取組状況を当社ホームページなどにて開示します。
- (2) 上記の情報開示に加え、生命保険協会や他の団体・企業が主催する会議・勉強会等への参加を通じ、責任投資に関する活動等を積極的に行うことで、責任投資の普及促進に努めます。

4. 責任投資の基本的なスタンス

- (1) 責任投資原則（PRI）や「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）※に基づき、サステナブル投融資とスチュワードシップ活動を両輪とした責任投資を実践するとともに、国内外へのイニシアテ

ィブや協働エンゲージメントへの参画等を通じて、その効果を最大化するよう努めます。

※日本版スチュワードシップ・コードの各原則に基づく取組方針は「5」を参照

(2) 当社が解決を目指す重要課題に関する情報の収集・分析にあたっては、他の投資家、政府、地域・社会のステークホルダー等とのコミュニケーションを積極的に行い、多様な意見や評価を責任投資活動に反映させることで、取組みの実効性向上を図ります。

(3) すべての資産の運用方針・運用プロセスにおいて、資産毎・地域毎の特性に応じサステナビリティ※を考慮するとともに、その手法等について継続的な改善に努めます。

※環境・社会・ガバナンスの要素を含む中長期的な持続可能性

(4) 生命保険事業の使命・特性や本方針の目的に照らし、投融資にあたっては、将来にわたる持続可能な社会の実現に向けて、ポジティブなインパクトの創出を目指して取組みます。また、投融資対象となる企業・政府等の事業活動やプロジェクトが、環境・社会・人権に与える影響に十分配慮して取組むこととし、法律や公序良俗に反する事業、非人道的兵器製造事業、気候変動・地域の環境や社会・人権に対し著しい負の影響やリスクがある事業等への投融資は行いません。具体的な対象分野については当社ホームページなどを通じて開示します。

(5) 全ての資産において、以下のような観点から資産毎・地域毎の特性や投資家としての影響力の程度を考慮した上で、エンゲージメントを基軸としたスチュワードシップ活動を志向し、投融資先の価値向上や持続的成長を促すことで、スチュワードシップ責任を適切に遂行するよう努めます。

① 投融資先やその事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティの観点も踏まえて価値向上を促すため、投融資先の経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、気候変動を含む、ガバナンス及び環境・社会課題等に関する十分な調査を踏まえ、継続的なエンゲージメントを実施します。

② 十分なエンゲージメント効果を発揮するためにも、投融資先に対しては、財務情報だけでなく、サステナビリティの観点も含む非財務情報についても開示の充実を求めます。

③ エンゲージメントの結果については、投融資判断の基となる社内評価に適切に反映させるとともに、対象資産の特性を踏まえつつ、投融資方針等への反映を検討・実施します。

5. 日本版スチュワードシップ・コードへの取組

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の趣旨に深く賛同し、受け入れることを表明します。当コードの原則1から7について、以下のような方針で取り組みます。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、「責任投資の基本方針」（本方針）に基づき、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たします。
- 外部の運用機関に運用委託する際には、運用機関に対してスチュワードシップ活動の実施を要請するとともに、求める原則・事項を明確に示した上で、その実施状況のモニタリングを実施します。
- 当社は、本方針に基づき、全資産の運用方針・運用プロセスにサステナビリティに関する課題の組み込みを図ることで、中長期的なポートフォリオのレジリエンスを強化します。なお、具体的な取組については当社ホームページ等にて開示します。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は利益相反管理方針を定め、利益相反を防止するための体制を整備しています。投融資先へのエンゲージメントや議決権行使等、スチュワードシップ活動を行うにあたっては、利益相反が発生しうる局面を特定した上で、親会社の株主や保険契約者等の利益が不当に損なわれることがないように方針を定めます。

【スチュワードシップ活動における利益相反管理の方針】

- ・ スチュワードシップ活動はアセットマネジメント部が担い、投融資先の企業価値の維持・向上やガバナンス向上の観点から、エンゲージメント活動を行います。
- ・ 利益相反管理を統括するコンプライアンス統括部は、投融資全般に関する取引について各所管から報告を受け、利益相反の観点から適切な管理が行われているか検証を行い、必要に応じ管理方法の見直しを指示し、各所管は速やかに対応するものとします。

- ・ 内部監査部は、必要に応じて、プロセスの適切性などについて監査を行います。

(利益相反が発生しうる主な局面)

- ・ 当社及び当社グループ会社との保険契約がある取引先に対して投融資を実施する場合。
- ・ 当社及び当社グループ会社が保険契約への加入の提案活動を行っている取引先と投融資を実施する場合。

参考：第一フロンティア生命の利益相反管理方針

https://www.d-frontier-life.co.jp/interest_policy/index.html

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

- 投融資先の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、アナリストによる調査活動やエンゲージメントを通じて投融資先の状況を的確に把握するよう努めます。
- 調査活動やエンゲージメントにあたっては、当該企業の経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等、非財務面についても十分な調査を実施し、中長期的な利益成長性や信用力の評価を行います。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

- 中長期的な視点から投融資先の企業価値向上を促すため、経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等について、投融資先とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努めます。
- エンゲージメントを踏まえた投融資先の課題の進捗状況を定期的にフォローし、追加的なエンゲージメントや情報提供の実施などを通じて、投融資先の課題解決を支援します。
- 当社は国内上場株式を直接保有していないため、投融資先からの保有株式数開示依頼に対する公表について明確な方針を策定しておりません。今後

保有する見込みが生じた際に方針を策定します。

- エンゲージメントは当社グループ会社等と協働で実施するほか、投融資先の持続的成長の観点から建設的なエンゲージメントの在り方を検討のうえ、参加するイニシアティブ等を通じて他の機関投資家と協働することもあります。
- なお、未公表の重要事実に基づくエンゲージメントは実施しません。万一、未公表の重要事実を受領した場合には、社内規程に基づく適切な管理を行います。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

- 当社は国内上場株式を直接保有していないため、議決権行使および議決権行使結果の公表について明確な方針を策定しておりません。今後保有する見込みが生じた際に方針を策定します。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

- エンゲージメントなどスチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、ホームページ等において定期的に公表します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

- 投融資先やその事業環境等に関する深い理解に基づいたスチュワードシップ活動を行うため、経営陣が必要な組織構築や専門性の高い人財の育成に対する取組みを推進します。
- スチュワードシップ責任を高いレベルで果たすため、スチュワードシップ活動の継続的な改善に向けて、定期的に自己評価を実施し、その結果を投融資先とのエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表します。